

Ⅲ 利用上の注意

- 1 令和6年2月調査実施時に客体事業所の抽出替えを行った。
- 2 平成27年2月調査から会社以外の法人（信用金庫、一般財団法人、病院等）も調査対象とした。会社以外の法人が調査対象事業所に占める割合（平成27年2月調査時）は9.4%で「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」においては、それぞれ、91.0%、13.1%、12.2%となっている。平成26年11月調査以前の結果との比較には注意を要する。
- 3 平成30年2月調査より第13回改定日本標準産業分類（平成25年10月改定）により結果表章を行っている。
また、平成21年2月調査から平成29年11月調査まで第12回改定日本標準産業分類（平成19年11月改定）により結果表章を行っていること、及び、調査対象産業に「医療、福祉」を追加したことにより、平成20年11月調査以前との比較には注意を要する。
- 4 労働者の職種については、日本標準職業分類を参考とした独自の分類のほか、職務や技能の習熟度による分類を使用している。日本標準職業分類の設定（平成21年12月）に伴い、平成23年2月調査から職種の見直しを行った。
- 5 この調査では、該当集計項目に回答していない事業所については、一定の回答をしたとみなして集計する、当該事業所を除いて集計する、当該事業所を含むすべての事業所について集計するなど集計方法は項目により異なっている。各表の脚注を参照のこと。
- 6 この調査では、「所定外労働時間」及び「雇用」の判断D. I. について、センサス局法X-12-ARIMAの中のX-11Seasonal α =MSRで季節調整を実施している。
令和7年2月調査以降に公表の季節調整値は、令和6年11月調査までの結果に基づき過去に遡って改定している。
- 7 雇用判断D. I. は、当該期間末と前期間末の状況を比較したものであるが、その他の判断D. I. との比較から統一した表側を用いている。
- 8 構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、計は各項目を足し上げた数値と必ずしも一致しない。
統計表中の「0」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
統計表中の「-」は、該当数値がないことを示す。
統計表中の「…」は、調査していないため不明を示す。
統計表中の「△」は、マイナスを示す。
- 9 この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査客体として選ばれやすくなっている（労働者数による確率比例抽出）ため、実質的に、事業所の割合というよりも、こうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。
- 10 用語の「正社員等」の定義の変更により平成20年2月調査から集計対象が一部異なっているため、図1、図3の平成19年11月調査以前との比較には注意を要する。
- 11 令和7年5月調査以前の共通項目のうち「生産・売上額等の動向」に関する事項については、令和7年8月調査から「業況の動向」に関する事項に変更して調査を実施した。
- 12 令和6年まで8月調査の特別項目だった「労働者不足の対処方法」及び令和7年5月調査以前の共通項目のうち「雇用調整等の実施状況」に関する事項については、令和7年8月調査から労働者が不足あるいは過剰となっている部門等への対応状況を調査するため、これらを共通項目「労働者の過不足に関する対応状況」に関する事項に統合して調査を実施した。

- 13 令和6年まで11月調査の特別項目だった「働き方改革の取組」に関する事項については、令和7年から調査期を8月調査に変更して調査を実施した。
- 14 令和7年5月調査以前の共通項目のうち「常用労働者の中途採用の実績及び予定」、「常用労働者数」及び「未充足求人数」に関する事項については、令和7年5月調査をもって調査を終了した。
- 15 地区別の労働者の過不足状況に係る試算については、令和7年5月調査をもって集計を終了した。
これに伴い、これまでの概況の最終頁に掲載していた「VI 【参考表】地区別労働者の過不足状況」については、「労働経済動向調査（令和7年5月）の概況」（令和7年6月24日公表）をもって掲載を終了した。